

## 県、廃炉安全監視協議会における要望、申入れの対応状況

平成25年11月15日  
福島県原子力安全対策課

## 1 汚染された地下水が海域に流出していることが確認されたことについて

## (1) 国への要望（平成25年8月6日（火））

- 要望先 経済産業省、原子力規制庁
- 要望者 内堀副知事
- 要望内容
  - ・ 事故は収束していないという認識の下、国が前面に立ち責任を持って、喫緊の課題である汚染水対策を始めとする中長期ロードマップに基づく取組を安全かつ着実に進めること。
  - ・ 東京電力に対しては、廃炉に向けた作業においてリスク管理を徹底し、事前の対策を講じるよう指導するとともに、その取組に対する監視体制を強化し、国の責任において厳しく監視すること。
  - ・ 原子炉建屋東側において、汚染された地下水が海域へ漏えいしたことについては、海への影響を最小限に抑えるための拡散防止対策や新たな漏えいを防止するための事前の対策、これらの対策の実施に伴い滞留する汚染された地下水やトレンチ内の高濃度汚染水の処理対策等、東京電力による取組について確認・指導を徹底すること。また、国、県、東京電力が実施する海域モニタリングの結果について、総合的な確認・評価を行うこと。
  - ・ 中長期ロードマップに基づく取組の進捗状況や今後の取組に加え、トラブル発生時においては、国として、事象のリスク評価や東京電力への指導内容について、県民に分かりやすく説明し、県民の不安の解消に努めること。

**【要望に対する国の対応】****9月3日 汚染水問題に関する基本方針の策定**

## ・ 汚染水問題に関する3つの対策

- ① 「高濃度汚染水については、トレンチ内の汚染水を除去するとともに、より処理効率の高い処理設備を整備する」
- ② 「原子炉建屋山側から、汚染される前に地下水をくみ上げる（地下水バイパス）とともに、原子炉建屋の周りを囲む凍土方式の陸側遮水壁を設置する」
- ③ 「建屋海側の汚染エリア付近の護岸に水を通さない壁を設置する（水ガラスによる地盤改良）とともに、原発の港湾内に海側遮水壁を設置する。また、汚染水は当面タンクで貯蔵・管理することとし、タンクの管理体制強化やパトロールの強化等の対策を講じる」

・「体制の強化」

原子力災害対策本部の下に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を設置。

廃炉・汚染水対策現地事務所及び汚染水対策現地調整会議を設置。

・「廃炉・汚染水対策の工程管理とリスクの洗い出し」

廃炉・汚染水対策は、東京電力による対応を強化すると同時に、国が前面に出て、作業が適切に進展するよう工程の内容と進捗の確認を行う。

・「モニタリングの強化、風評被害、国際広報の強化」

海洋モニタリングに関する情報を、原子力規制委員会が精査をした上で、ほかの福島第一原子力発電所事故関係のモニタリング結果と併せて毎週一元的に公表する。

9月13日 原子力規制庁が、海洋モニタリングに関する検討会を設置

海洋モニタリング結果の総合的な確認、手法の評価及びモニタリング強化を検討する。

(2) 東京電力(株)への申入れ(平成25年8月6日(火))

- 場所 東京電力(株)福島第一原子力発電所 廃炉安全監視協議会現地調査にて
- 申入者 渡辺県原子力安全対策課長
- 申受者 東京電力(株)福島第一原子力発電所長 小野 明
- 申入内容
  - ・ 薬液注入の着実な実施、追加的対策の実施をしっかりとやること。
  - ・ 処理計画の全体像をつかみ、あらゆるリスクを想定してやること。
  - ・ 社内だけでなく、専門家の英知を結集してやること。
  - ・ 情報公開を迅速かつ適切に行うこと。また、県民へのわかりやすい情報提供を行うこと。

【申入れに対する東京電力(株)の対応】

7月 8日 薬液注入開始(現在も作業継続中)

8月26日 汚染水・タンク対策本部を設置

・ 「タンク対策・運用チーム」の設置

パトロールや水位計設置などの運用強化、タンク・堰などの信頼性向上、タンクのリスク管理や建設、高濃度汚染水の処理の加速。

・ 「把握・解析・リスク管理チーム」の設置

地下水の調査分析、地下水・海水中の放射性物質の挙動の調査分析・評価、汚染源特定、汚染水全体のリスク管理」などを行う。

・ 「連絡調整・広報」チームの設置

・ 「国内外から社外専門家を招聘」

原子力部門に加え、土木・建築・環境・電気・機械など各部門から横断的に人材を集める。

## 2 8月20日に発生した地上タンクからの汚染水の漏洩について

### (1) 東京電力(株)への申入れ(平成25年8月24日(土))

- 場所 県庁本庁舎 2階 内堀副知事室
- 申入者 内堀副知事
- 申受者 東京電力(株) 代表執行役副社長 原子力・立地本部長 相澤善吾  
代表執行役副社長 福島復興本社代表 石崎芳行
- 申入内容
  - ・ 汚染された地下水の漏えいについては、海への影響を最小限に抑えるための拡散防止対策や新たな漏えいを防ぐための事前対策とともに、汚染の原因と考えられているトレンチ内に滞留している汚染水の処理対策を早急を実施すること。
  - ・ 地上タンクにおける汚染水の漏えいについては、原因を早急に特定し、他のタンクにおいても同様のトラブルが発生し、漏えいが再発することのないよう、点検・確認を徹底するとともに、必要な対策を早急に講じること。
  - ・ これらの緊急的対策と併せて、地下水の建屋への流入防止や汚染水の処理など抜本的な対策を含め、汚染水対策の全体像と見通しを具体的に示すこと。
  - ・ さらに、これまでの対策を含め、あらゆるリスクの洗い出しを行い、新たな漏えい等が発生することのないよう、事前の対策を確実に講ずることなど、リスク管理を徹底すること。
  - ・ 対策の進捗状況や今後の取組について、県民に分かりやすく説明し、不安の解消に努めること。

#### 【申入れに対する東京電力(株)の対応】

##### 8月26日 汚染水・タンク対策本部を設置

- ・ 「タンク対策・運用チーム」  
パトロールや水位計設置などの運用強化、タンク・堰などの信頼性向上、タンクのリスク管理や建設、高濃度汚染水の処理の加速。
- ・ 「現状把握・解析・リスク管理チーム」  
地下水の調査分析、地下水・海水中の放射性物質の挙動の調査分析・評価、汚染源特定、汚染水全体のリスク管理。
- ・ 「連絡調整・広報」チームの設置

### (2) 国への要望(平成25年8月28日(水))

- 要望先 経済産業省、原子力規制委員会
- 要望者 佐藤知事
- 要望内容
  - ・ 汚染水を始めとする廃炉に向けた取組については、国が、新たな体制を構築し、財政措置を講じるなど、前面に立ち責任を持って、安全かつ着実に進めること。また、国内外の技術や知見を結集し、総力を挙げて取り組むこと。
  - ・ 東京電力に対しては、あらゆるリスクを想定して事前の対策を講じるなど、リス

ク管理を徹底するよう指導するとともに、その取組に対する監視体制を強化し、国の責任において厳しく監視すること。

- ・ 汚染された地下水の漏えいにかかる汚染の拡散防止対策や新たな漏えいを防ぐための事前の対策、また、地上タンクにおける汚染水の漏えいにかかる原因の早急な特定や再発防止対策など、東京電力が実施している緊急的対策について確認・指導を徹底すること。
- ・ これらの緊急的対策と併せて、地下水の建屋への流入防止や汚染水の処理など抜本的な対策を含め、汚染水対策の全体像と見通しを具体的に示すこと。
- ・ 国、県、東京電力が実施する海域モニタリングの結果について、総合的な確認・評価を行い、その結果を、迅速かつ分かりやすく公表すること。
- ・ 対策の進捗状況や今後の取組、さらには、トラブル発生時においては、リスクの程度の評価や解決の見通し等について、県民に分かりやすく説明し、不安の解消に努めること。

#### 【要請に対する国の動き】

##### 9月3日 汚染水問題に関する基本方針の策定

###### ・ 関係閣僚等会議の設置

「汚染水問題の原因を根本的に断つ対策として、内外の技術や知見を結集し、政府が総力をあげて対策を実施するための体制を整備」

###### ・ 廃炉・汚染水対策の工程管理とリスクの洗い出し

「廃炉・汚染水対策は、東京電力による対応を強化すると同時に、国が前面に出でて、作業が適切に進展するよう工程の内容と進捗の確認を行う。（中略）潜在的なリスクを洗い出し、不断に具体的な予防対応や緊急対応のあり方について検討する。」

###### ・ 財政措置

「凍土方式の陸側遮水壁の構築及びより高性能な多核種除去設備の実現について、事業費全体を国が措置」

###### ・ モニタリングの強化、風評被害、国際広報の強化

「海洋モニタリングに関する情報を、原子力規制委員会が精査をした上で、ほかの福島第一原子力発電所事故関係のモニタリング結果と併せて毎週一元的に公表する」

###### ・ 汚染水問題に関する3つの対策

- ① 「高濃度汚染水については、トレンチ内の汚染水を除去するとともに、より処理効率の高い処理設備を整備する」
- ② 「原子炉建屋山側から、汚染される前に地下水をくみ上げる(地下水バイパス)とともに、原子炉建屋の周りを囲む凍土方式の陸側遮水壁を設置する」
- ③ 「建屋海側の汚染エリア付近の護岸に水を通さない壁を設置する(水ガラスによる地盤改良)とともに、原発の港湾内に海側遮水壁を設置する。また、汚染水は当面タンクで貯蔵・管理することとし、タンクの管理体制強化やパトロールの強化等の対策を講じる」

**9月13日 原子力規制庁が、海洋モニタリングに関する検討会を設置**

海洋モニタリング結果の総合的な確認、手法の評価及びモニタリング強化を検討する。

**(3) 東京電力(株)、国への申入れ、要望（平成25年9月17日（火））**

- 場所 杉妻会館(福島市) 廃炉安全監視協議会にて
- 申入要望者 長谷川県生活環境部長（廃炉安全監視協議会会長）

○ 申入要望内容

**【東京電力に対して】**

- ・ タンクを解体して、漏洩原因を早急に特定し、再発防止対策を着実に実施すること。
- ・ 今回の漏洩の対策の水平展開として、水位計の設置、パトロールの強化など信頼性の高い対策を実施すること。
- ・ 新たに設置するタンクは、信頼性の高いものとし、それまで使用する既存のタンクについても必要な措置を確実に講じること。
- ・ 降雨による堰の運用については、判断基準・手順を早急に明確にすること。
- ・ 地下水の解析は汚染水対策の基本であるため、速やかに対応すること。

**【申入れに対する東京電力(株)の動き】**

9月20日 タンクを解体し漏洩原因の調査を実施（その後、原因は底板のパッキンのずれと断定）

11月8日 福島第一原子力発電所の緊急安全対策を策定

- ・ タンク貯留水漏えいの原因と対策の中で、「漏えいが発生したタンクと同型のタンクへの止水対策の実施」を明言。
- ・ 雨水対策の中で、「堰からの溢水防止、堰内への流入抑制等の対策による堰内溜まり水の適正管理」を明言。
- ・ 水位計の設置については、フランジ型タンクに対しては11月末までに完了。溶接型タンクに対しては、来年2月までに設置が完了する予定。

**【国に対して】**

- ・ 汚染水対策の抜本対策の1つである、凍土方式による遮水壁について、事前に上手くいかなかった場合の対策を重層的に実施すること。
- ・ 汚染水対策の全体像と見通しを早期に示し、廃炉に向けた取組みについてスピード感を持って対応すること。
- ・ 東京電力のデータ・調査を厳しく監視すること。
- ・ 海域モニタリングについて強化を含め総合的な評価を行うこと。

- ・ タンクについて、溶接型タンクへの切り替えについて、既存のタンクについての必要な措置を再検証したうえで講じること。これは緊急的な対策であり、国も財政措置を含めて、国が前面に立って責任を持って進めること。

**【要望に対する国の動き】**

9月19日 安倍総理が福島第一原子力発電所を視察後、東京電力に対し5、6号機の廃炉を要請。

※ 東京電力(株)は、取扱いを年内に判断すると回答。同時に、汚染水漏れ事故に対しては、2014年度内に浄化を完了する方針。

10月22日 国際原子力機関（IAEA）に対し、原子力発電所周辺海域の水質調査を要請。

10月25日 汚染水処理対策委員会において、「予防的・重層的な汚染水処理対策の全体像を年内に取りまとめる」とされた。

(4) 東京電力(株)への申入れ（平成25年10月15日（火））

- 場所 Jヴィレッジ（東京電力(株)福島第一原子力発電所視察後）
- 申入者 佐藤知事
- 申受者 東京電力(株)代表執行役社長 廣瀬直己
- 申入内容
  - ・ 全社的な対応を整え、トラブルが発生しないようしっかり対応すること
  - ・ タンクへの水位計を早期に設置すること。
  - ・ 4号機の燃料取出しには、万全を期すこと。
  - ・ 海側遮水壁など、しっかりと機能するようにすること。
  - ・ トラブルが県民に与える影響を認識し、事前のリスク管理をすること
  - ・ リスク管理の社内での共有、具体化を図ること。

**【申入れに対する東京電力(株)の動き】**

11月8日 福島第一原子力発電所の緊急安全対策を策定

- ・ 現場作業の加速化・信頼性向上に向けた労働環境の抜本改善
- ・ 安全・品質確保のためのマネジメント・体制強化
- ・ 設備の恒久化
- ・ 雨水対策
- ・ タンク貯留水漏えいの原因と対策
- ・ 汚染水を適切に管理するための貯蔵計画・対策
- ・ 4号機使用済燃料プールからの安全・確実な燃料取り出し
- ・ 水位計の設置については、フランジ型タンクに対しては11月末までに完了。溶接型タンクに対しては、来年2月までに設置が完了する予定。

### 3 11月中旬に開始予定の福島第一原子力発電所4号機の燃料取出しについて

#### 東京電力株への申入れ（平成25年11月12日（火））

- 場所 東京電力株福島第一原子力発電所 廃炉安全監視協議会現地調査にて
- 申入者 渡辺県原子力安全対策課長
- 申受者 東京電力株福島第一原子力発電所長 小野 明
- 申入内容
  - ・ 手順をしっかりと遵守し、作業前のリスクコミュニケーションを行い、安全かつ着実に行うこと。
  - ・ トラブルが起こらないようにするのはもちろん、トラブルが起きた場合を想定した対策を事前に講じるとともに、実証を通じたリスクの再検証を行い、必要に応じて手順の見直しを行うこと。
  - ・ 作業従事者の環境改善を実施すること。
  - ・ 万が一の防災対策を行うこと。
  - ・ 作業の実施譲許については、適宜、市町村、県民に対してもわかりやすく丁寧に情報を提供すること。